

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和二年十二月十一日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政部	改革推進課	令和2年10月9日 (第148号)	令和2年度に締結した「オープンデータカタログシステムに係る運用保守業務委託」について、契約書を作成せず、委託先業者に委託業務を行わせていたことは不適切であった。	<p>所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知した上で、契約事務に関する正確な知識を習得するため、担当者に対し財務自主研修に取り組みせ、担当者全員の研修実施を確認することにより、契約事務の適正な執行の徹底を図った。</p> <p>さらに、契約事務の遅延を防ぐため、契約の進捗状況を把握するための一覧表を作成した。また、毎月の財務自己点検と併せて、担当者及び進行管理責任者（担当主幹）が一覧表を必ず確認し、契約事務の適切な進行管理を図ることとした。</p> <p>特に処理手続が多く発生する年度当初については、一覧表の随時の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

農林部	森づくり課	令和2年10月9日 (第148号)	<p>令和元年度の「木と人つなごう木育推進業務委託」について、業務内容に変更があったにもかかわらず変更契約書を作成しなかった。</p> <p>また、完了報告書の内容を十分に精査することなく完了検査で業務の完了を認めたことは、著しく不適切であった。</p>	<p>監査結果に至った原因及び経緯などを課内全職員に周知し共有するとともに、委託契約事務等について同様の誤りがないよう、次の再発防止策を実施することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適正な契約事務と財務知識の向上を図るため、今年度末までに課内全職員を対象に財務研修を行う。併せて、契約事務等の財務事務の処理に疑義が生じた場合には、随時、出納総務課に相談する。 2 変更契約の必要性の判断に当たっては、毎月の自己検査票に変更契約に係る確認項目を追加して検査確認を徹底する。 併せて、監督員用の「変更契約・完了検査前チェックリスト」を作成してチェック票に基づき変更契約を行う。また、完了報告書が提出された際に、契約内容と合致しているかを上記チェック票を利用して確認する。 3 完了検査の際には、契約書及び仕様書と完了報告書に添付された提出書類について整合しているかを検査員用の「完了検査チェックリスト」を作成し確認する。 4 検査員は担当ライン以外の者を選定し、複数チェック体制を執る。
-----	-------	----------------------	---	---

教育局	教職員課	令和2年10月9日 (第148号)	<p>令和元年度に判明した臨時的任用教員の退職手当の一部未払は、平成27年度からの5年間で9,723人分約27億円に達した。</p> <p>その後、未払を是正するための支出事務において、遅延損害金の辞退を書面で提出後、電話で撤回を申し出た23人のうち5人分について支払額の確認作業を誤り、遅延損害金248,820円の支払が約2か月遅延したことは、事務の管理執行体制が不適切であった。</p>	<p>再発防止に向けて次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課内会議で本事案の周知をするとともに適正な給与制度の運用及び支給事務がなされるよう徹底を図った。 ・ 外部からの問合せ及び対応状況を、管理職を含めて課内で情報共有し、対応に誤りや漏れがないかを確認することとした。 ・ 特に、金銭の支払を伴うような重要な案件については、支払相手から書面による意思表示を求め、管理職を含めて課内で情報共有・確認の徹底を図ることとした。 ・ 起案時において根拠法令や制度の改正状況等を確認するよう、起案理由の中にチェックリスト欄を設け、必ず確認を行うこととした。 ・ また、毎年度当初、管理職を含めた担当職員全員で制度の確認を行い、日頃から「気づき」ができるような環境づくりをする。 ・ なお、制度改正時には、改正内容について管理職や他担当の役付職員を含めて担当職員全員で確認を行い、関係部局との情報共有を徹底する。併せて、改正内容に不明な点がある場合などには、必要に応じ、国や過去の担当者にも問合せを行うこととする。
-----	------	----------------------	---	---

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	みどり自然課	令和2年10月9日 (第148号)	平成31年度に締結した「傷病野生鳥獣保護治療業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを委託者に提出させていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を課内全職員に周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務チェックシート（契約編）に「個人情報取扱い特記事項」の項目を追加し、契約書作成時の必要事項のチェックを徹底する。 ・ 契約書及び仕様書に基づいて受託者に提出を求める書類の一覧表を契約書に添付するとともに、提出期限を示して、早期提出を促す。 ・ 自己検査のチェック項目に提出書類の確認を追加し、複数職員によるチェックを徹底する。
警察本部	会計課	令和2年10月9日 (第148号)	令和元年度に締結した「警察通信施設中央サーバの賃貸借契約」及び「ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借契約」について、支出負担行為の決裁区分が副部長のところ課長が決裁していたことは、不適切であった。	<p>使用料及び賃借料の支出負担行為を起票する際は、単年度契約及び長期継続契約の誤認を防止するため、送付票の右上余白に単年度契約は「単」、長期継続契約は「長」の記号を正確に記載することにより、財務規則別表第2などに基づく適正な決裁権者を確認することとした。なお、長期継続契約後に単年度契約に切り替わる事案については、特に注意することとする。</p> <p>また、決裁ルート上の職員全員が上記に十分注意しながら、適正な決裁権者を確認する。</p> <p>併せて、長期継続契約の件数の多い委託料についても、同様の取組を行い、再発防止を図ることとする。</p> <p>さらに、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底する。</p>